

事 務 連 絡
平成23年4月6日

都道府県介護保険主管課（部） 御中
都道府県国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

保険料の特別徴収の中止に係る事務処理における留意事項について

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る保険料の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る保険料の取扱いについて」（平成23年3月31日付け厚生労働省老健局介護保険計画課・保険局国民健康保険課・保険局高齢者医療課事務連絡）においてお示しし、被災被保険者の保険料の減免又は徴収猶予を行う場合には、本年6月及び8月の特別徴収を中止することについて依頼したところです。なお、こうした特別徴収の中止については、被災地以外の市町村においても、被災地から転入した被災被保険者に対し、同様の措置を講じていただくこととなります。

つきましては、特別徴収の中止に係る事務処理を適切に行っていただくに当たり、改めて留意していただきたい事項を下記のとおりお示ししますので、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知をお願いします。

記

1 平成23年6月及び8月の特別徴収を中止するための事務処理について

特別徴収の中止に係る事務処理誤りを防止するため、次の点に厳に留意していただきたい。

(1) 特別徴収の中止に係る通知の送付について

市町村は、通知期限である平成23年4月20日までに「特別徴収各種異動情報」（以下「異動情報」という。）を各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）へ送付する必要があること。

(2) 特別徴収の中止に係る異動情報の作成方法について

「異動情報」の通知内容コード「41」（資格喪失等の通知）の各種区分を「03」（特別事情）とすること。

なお、被保険者の異動情報について、各種区分を「01」（死亡）とした場合、特別徴収対象年金給付の支払が停止となること。

2 特別徴収の中止処理に係る過去に生じた事務処理誤りの事例について

1のほか、過去に事務処理誤りにより特別徴収が中止されなかったケースとして次の事例があるので、国保連への送付時に必ずこれらの事務処理誤りがないかの確認を徹底していただきたい。

(1) 「異動情報」の作成内容に起因する誤り

- ・ 市町村合併があった市町村における旧町名による表記
- ・ 住所の地番変更があった市町村における旧地番による表記
- ・ 住所表記の「一」と「ー」との誤り
- ・ カナ氏名の濁点の誤り

(2) その他の事務処理誤り

市町村の介護保険担当課において、介護保険の「異動情報」と国民健康保険及び後期高齢者医療の「異動情報」をまとめて国保連へ送付する必要があったにもかかわらず、これを失念し、介護保険の「異動情報」のみを送付した。